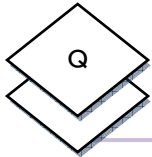




労働相談Q & Aで解決！

休業手当



新型コロナウイルスの蔓延により売上げが減ったため、従業員を自宅待機させたいのですが、この場合の賃金はどのようにしますか。

A 会社の都合により、労働者を休業させる場合には、会社はその期間中、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。

解説はこちら

- 会社の責に帰すべき事由により、労働者を休業させる場合は、会社は、休業期間中、その労働者に対し、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません（労働基準法第26条）。
- この会社の責に帰すべき事由の例としては、機械の検査、原料の不足、流通が停滞したことによる資材の入手難、監督官庁の勧告による操業停止、親会社の経営難による資金・資材の獲得困難などがあります。新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、従業員を自宅待機させる場合も含まれます。
- 休業手当は、労働基準法上の賃金と同じ性質を有するものと解されていますので、支払においては、賃金と同じルールが適用されます。したがって、通常の給与とおなじ支払日に支給することになります。
- 休業手当の計算の基礎となる「平均賃金」とは、原則として、直前3か月の賃金総額を3か月間の総日数（歴日数）で除した金額（賃金締切日がある場合は、その起算日は直前の賃金締切日です。）をいいます（労働基準法第12条）。
- 休業手当を支払った会社は、支払った休業手当の一定割合を雇用調整助成金として受け取れます。

どうすれば？

- 平均賃金の計算方法、休業手当の要件、雇用調整助成金の詳細等については、山梨労働局コールセンターまたは事業所の所在地を所管するハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨労働局

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金コールセンター

電 話 0120 (60) 3999

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

◎ 山梨県内のハローワーク (公共職業安定所)

ハローワーク甲府 (甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡)

電 話 055 (232) 6060

ハローワーク富士吉田 (富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、
富士河口湖町)

電 話 0555 (23) 8609

ハローワーク大月 (大月市、上野原市、北都留郡)

電 話 0554 (22) 8609

ハローワーク都留 (都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村)

電 話 0554 (43) 5141

ハローワーク塩山 (山梨市、甲州市)

電 話 0553 (33) 8609

ハローワーク韮崎 (韮崎市、北杜市)

電 話 0551 (22) 1331

ハローワーク鰍沢 (南巨摩郡、西八代郡)

電 話 0556 (22) 8689